

令和6年6月11日

一般社団法人埼玉県建設業協会  
会長 小川 貢三郎 殿

埼玉労働局長

「死亡労働災害多発」による「緊急警報」の発令と  
労働災害防止の一層の取組について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在「全国安全週間」の準備期間中であり、様々な取組をいただいているところではありますが、埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和6年6月6日現在で12件と前年同期と比較して大幅な増加となっており、とりわけ建設業においては死亡者が7人とその半数を占めており、前年同期の7倍となっております。

これら死亡労働災害は、県内の広い範囲において発生していることから、県内すべての地域・業種において労働災害防止にかかる意識の高揚を図る必要があります。

このため埼玉労働局では令和6年6月6日付けで令和6年7月7日までを期間とする「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し、あらゆる機会を通じて死亡労働災害防止に向けた労働災害防止対策の徹底について指導してまいります。

つきましては、貴団体におかれましても、一層の安全衛生活動の推進と労働災害防止、死亡労働災害撲滅のため取組を強化していただくよう要請し、貴協会警報発令期間の取組状況を埼玉労働局健康安全課に報告するようお願いいたします。